
日本の電気事業制度について

平成16年6月18日
東京電力株式会社
築館 勝利

目次

1. 電気事業の変遷
2. 電気事業の現状
3. 電力自由化の経緯
4. 今次制度改革に対するスタンス

1. 電気事業の変遷

電気事業の変遷

わが国の電気事業は、その創業期（1880年代）から70年余りの間に、事業体制と市場構造の両面で多様な変遷を経験し、昭和26（1951）年から現行の9電力体制のもと安定供給を実現してきた。

明治
大正

創業期

明治19(1886)年の東京電灯創立に続き、20年代には各地に電灯会社が誕生。

確立・
発展期

日清・日露戦争を経て経済が急速に発展。電気も全国に普及。工業化で需要は飛躍的に増加。事業者数も急増。
(明治25(1892)年：11社 明治40(1907)年：116社 大正6(1917)年：573社)

過当
競争期

第一次世界大戦後の電力需要停滞の中、大規模経営による事業能率向上の要請の下、合併・吸収等カルテル化が進展。5大電力（東京電灯、東邦電力、大同電力、日本電力、宇治川電気）が支配的地位を確立。しかしながら、5大電力会社間で、**激しい需要争奪戦を展開**。二重投資、原価を無視した不合理な値下げ等で**各社の経営基盤は弱体化**。

国家
統制期

電気事業を国家管理下に置くことによって広域的な効率的運用を行い、低廉な電気料金を実現すべく、**電力国家統制体制が完成。配電事業の統制強化と整理統合（9配電会社）**。日本発送電が発足。政府は低料金政策として、コスト割れ分を補給金で補填。その結果、経営合理化・サービス向上への意欲が減退。戦後、**政府・日発・9配電会社間で電力不足対応の供給責任の所在が曖昧化**。

現行
体制

発送配電一貫の私企業による自主的責任体制を確立し、適正な料金と豊富な供給力の確保を目指して、**9社体制が発足**。

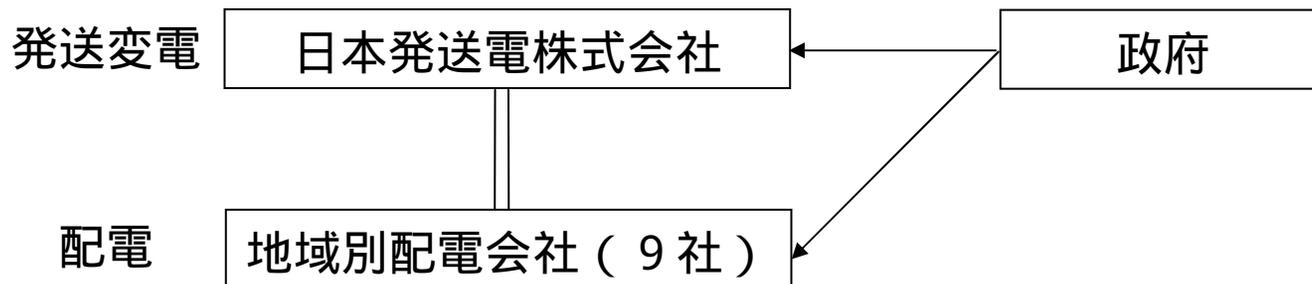
昭和14年～
(1939)

昭和26年～
(1951)

国家統制期 (昭和初期 ~ 昭和26(1951)年)

- 満州事変 (昭和6(1931)年) 以降、戦時体制強化、電力に対する統制強化。
- 電気事業法の改正により、地域独占および国による規制が強化。
- 電力管理法、日本発送電株式会社法 (昭和14(1939)年) により、発送電の国家管理が開始。
- 昭和17(1942)年には412あった電気事業者が9つの配電会社に統合され、配電についても国家管理を実施。電気事業は全面的に国家管理下に。

< 事業体制 >



現行体制の発足(昭和26(1951)年～)

戦時下の国家統制体制(日発・9配電)への反省

電源開発の低迷と慢性的な電力不足

- 政府計画に基づき日発が電源開発を実施するものであったが、小規模かつコスト高で現実にそぐわない計画が多く、さらに資材・労働力・資金不足もあって、新規の電源開発は著しく低迷

日発・配電会社相互の供給責任の所在の不明確さ

- 電源開発計画(政府)・電源開発実施(日発)・小売(配電会社)と責任が分かれ、現実の供給力不足に対する責任所在が曖昧になる弊害



昭和26(1951)年、全国を9つの地域にわけ、それぞれの地域で完全な民間企業が発送配電を行う現行の体制が発足。

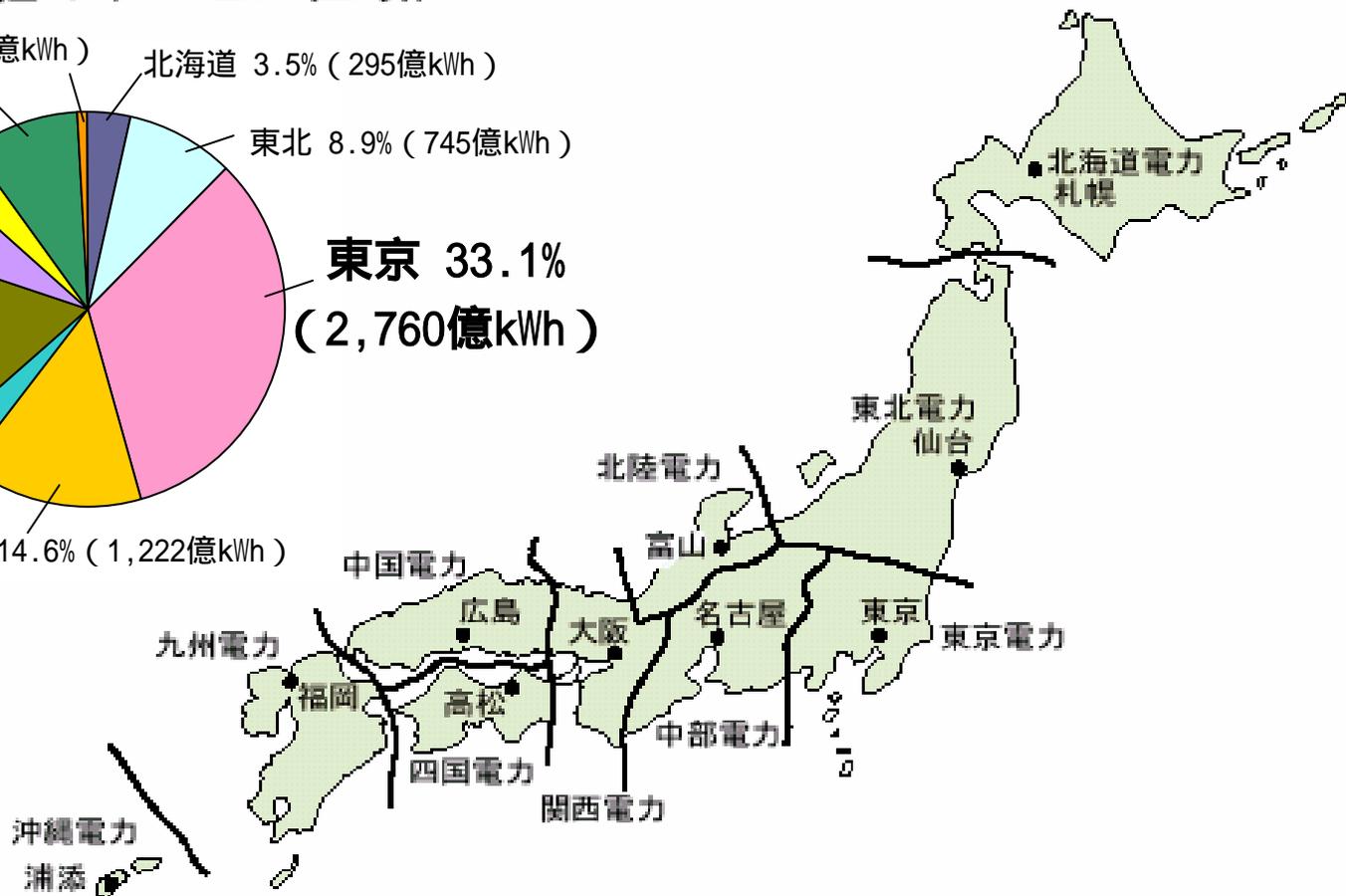
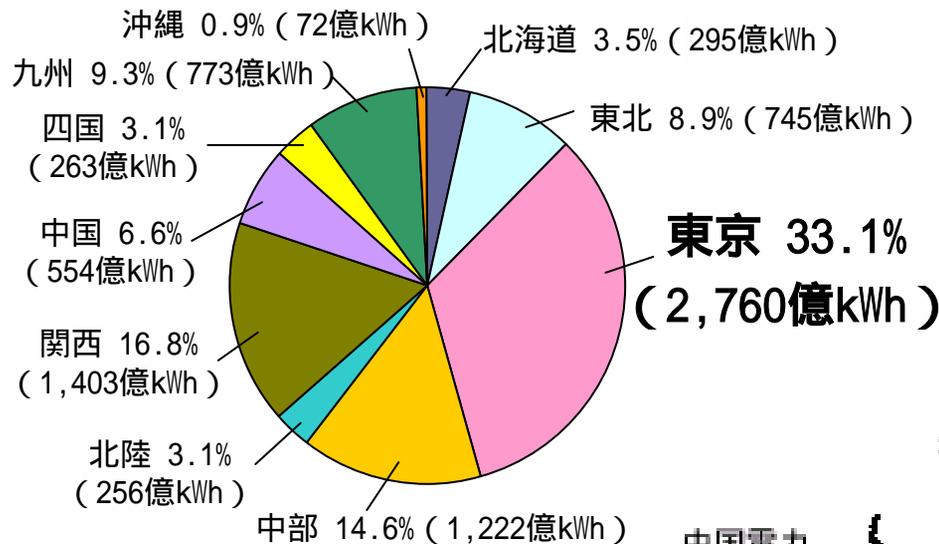
- 民間企業による発送配電一貫体制を採ったのは、民間に自主性と責任を持たせ効率的な経営を促し、安定した電力供給を実現するため。

2 . 電気事業の現状

10電力会社の供給エリア

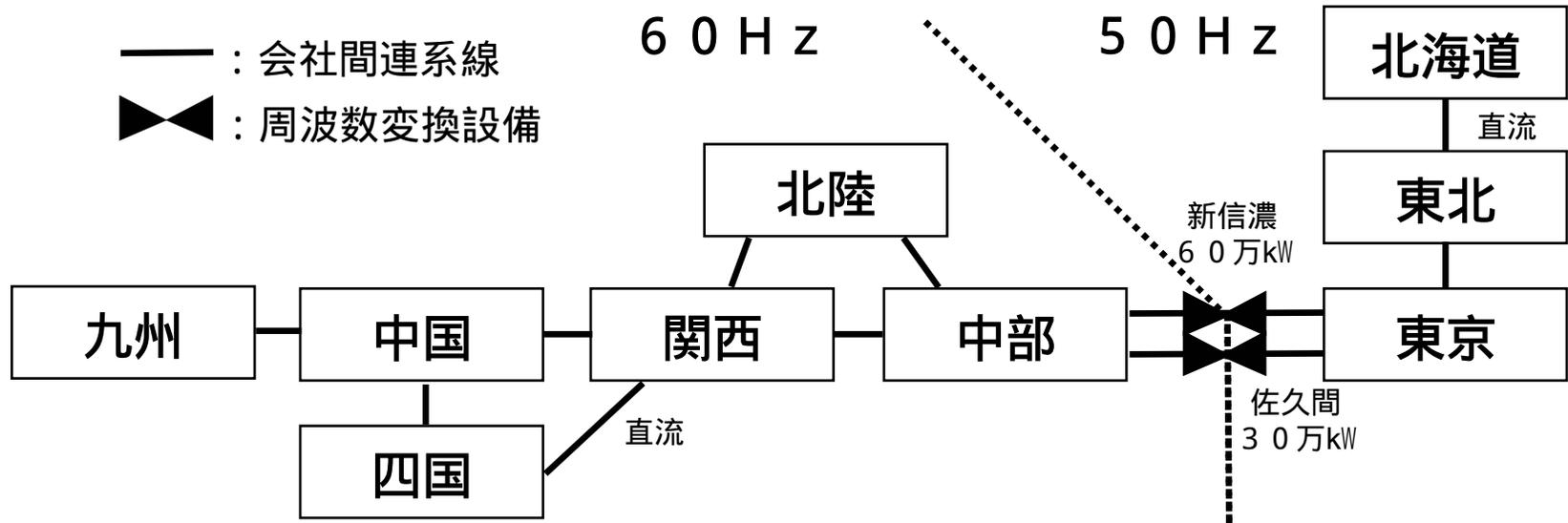
◆ 10電力会社計の最大需要は、1億6,727万kW、
販売電力量8,343億kWh (2003年度実績)。

(電力10社のサービス区域)



設備形成の特徴

東西で周波数が異なっているとともにも会社間の連系が少ない。



わが国の特徴

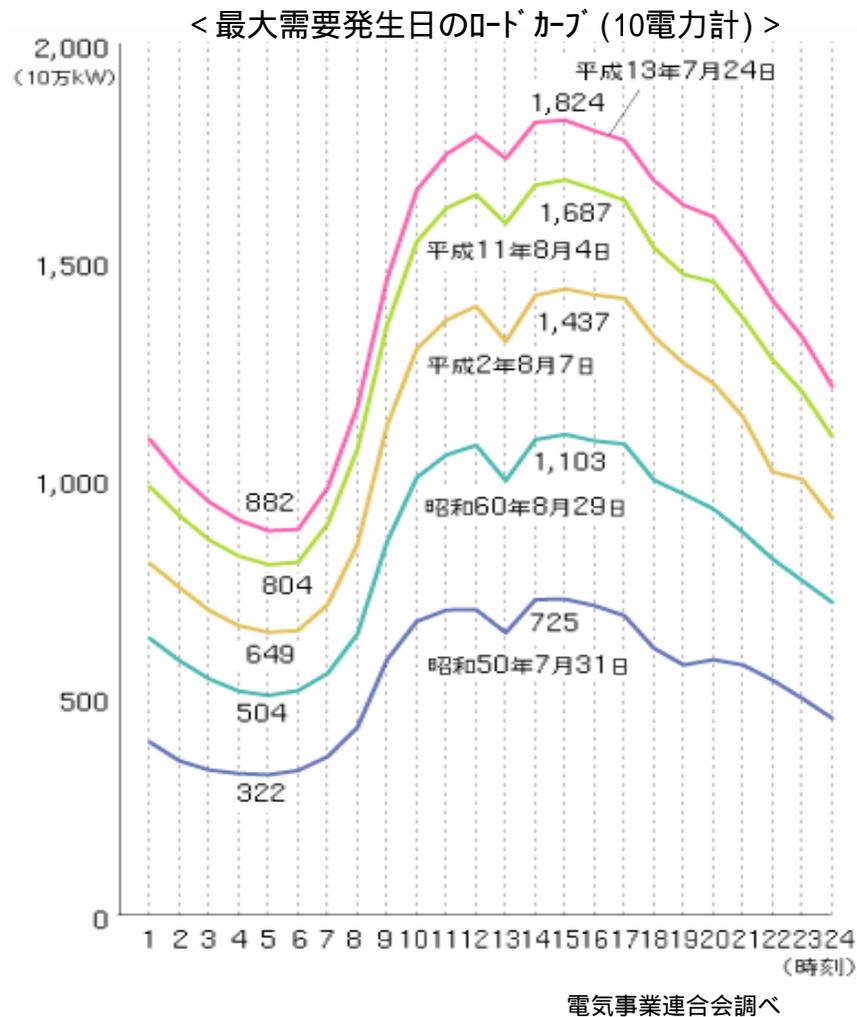
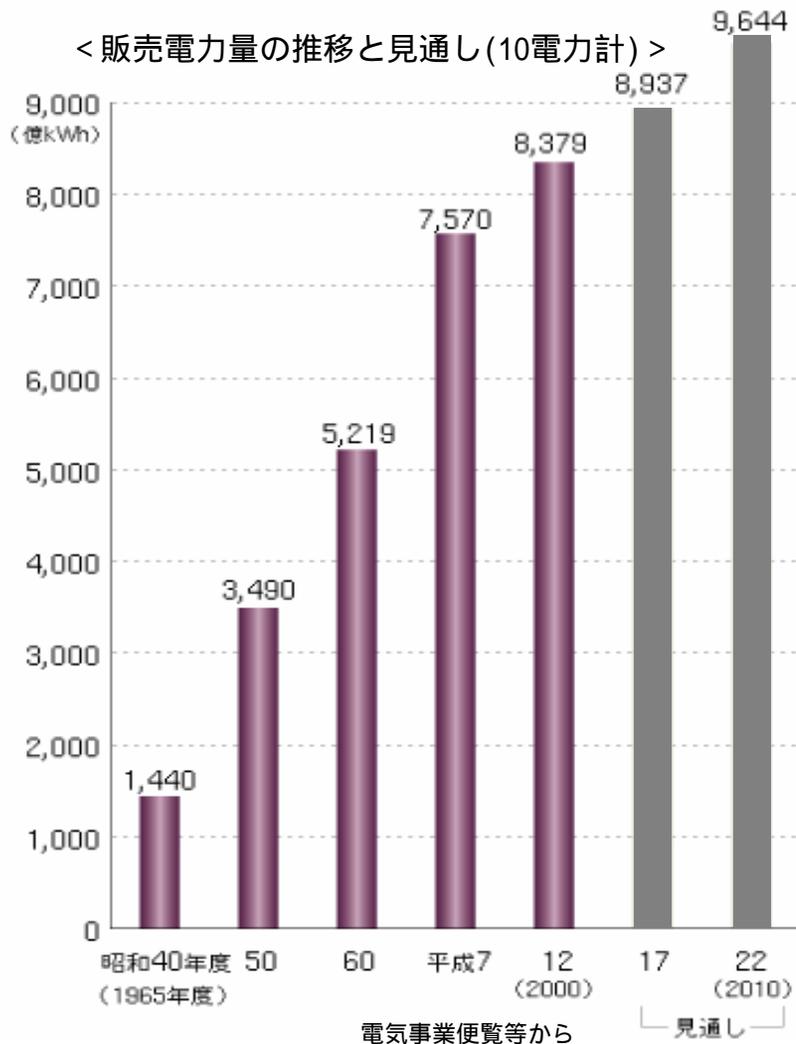
- ・ 9電力再編以前から、西地域は60Hz、東地域は50Hzと周波数が異なる。
- ・ 各電力会社ごとに需給バランスをとるため、会社間の連系線は1本ずつで送電容量も小さい。
- ・ 系統構成は単純な背骨状。

欧米諸国

- ・ 国内における周波数は同一。
- ・ 他電力会社との連系点が多い。
- ・ 系統構成は複雑な網状。

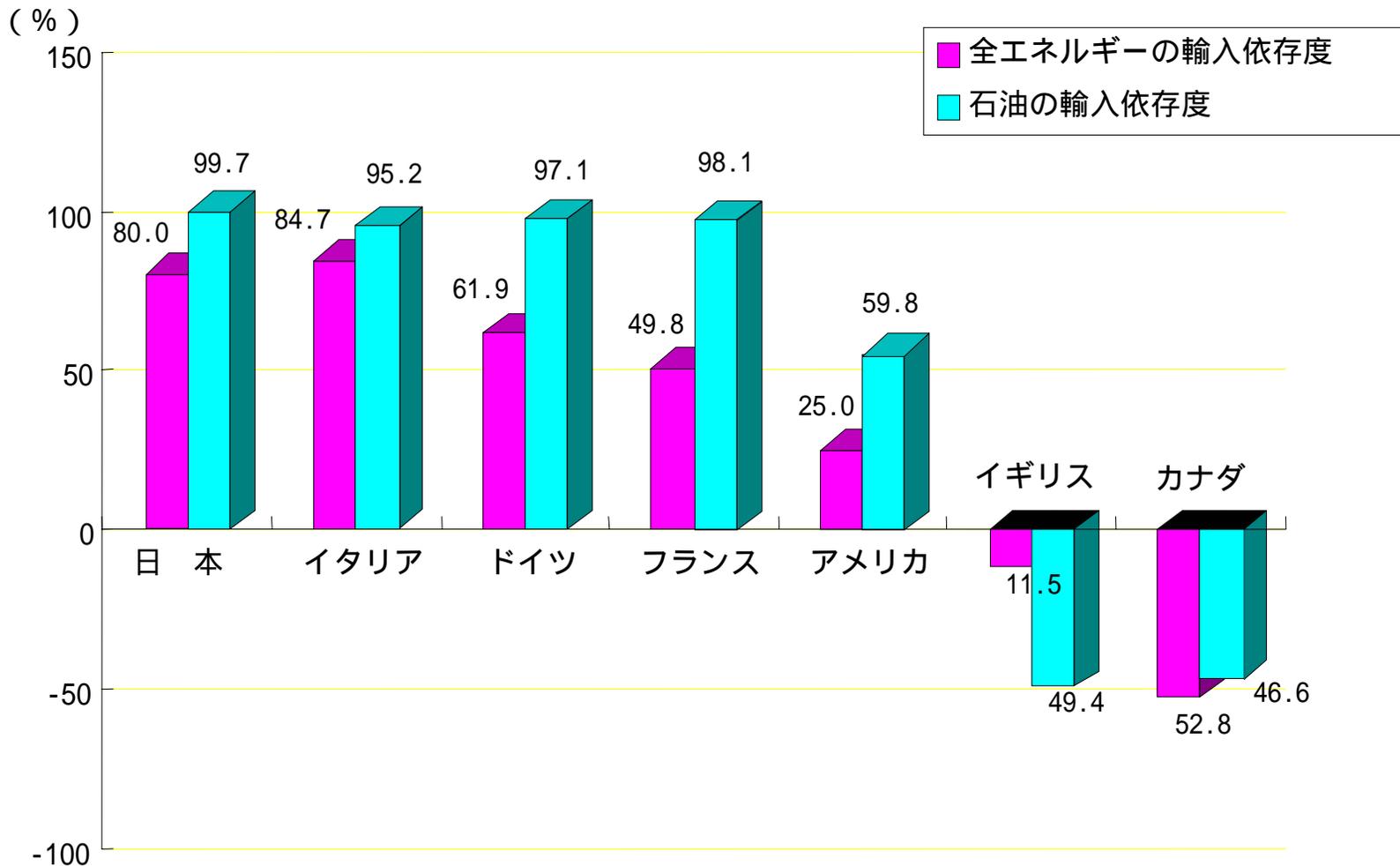
電力需要の特徴

- ◆ 電気の消費量は、今後10年間も年平均1.3%で伸び続ける見込み。
- ◆ 電力需要の昼夜間格差は2倍以上。これがコストアップの一要因。



主要国のエネルギー輸入依存度(2001年)

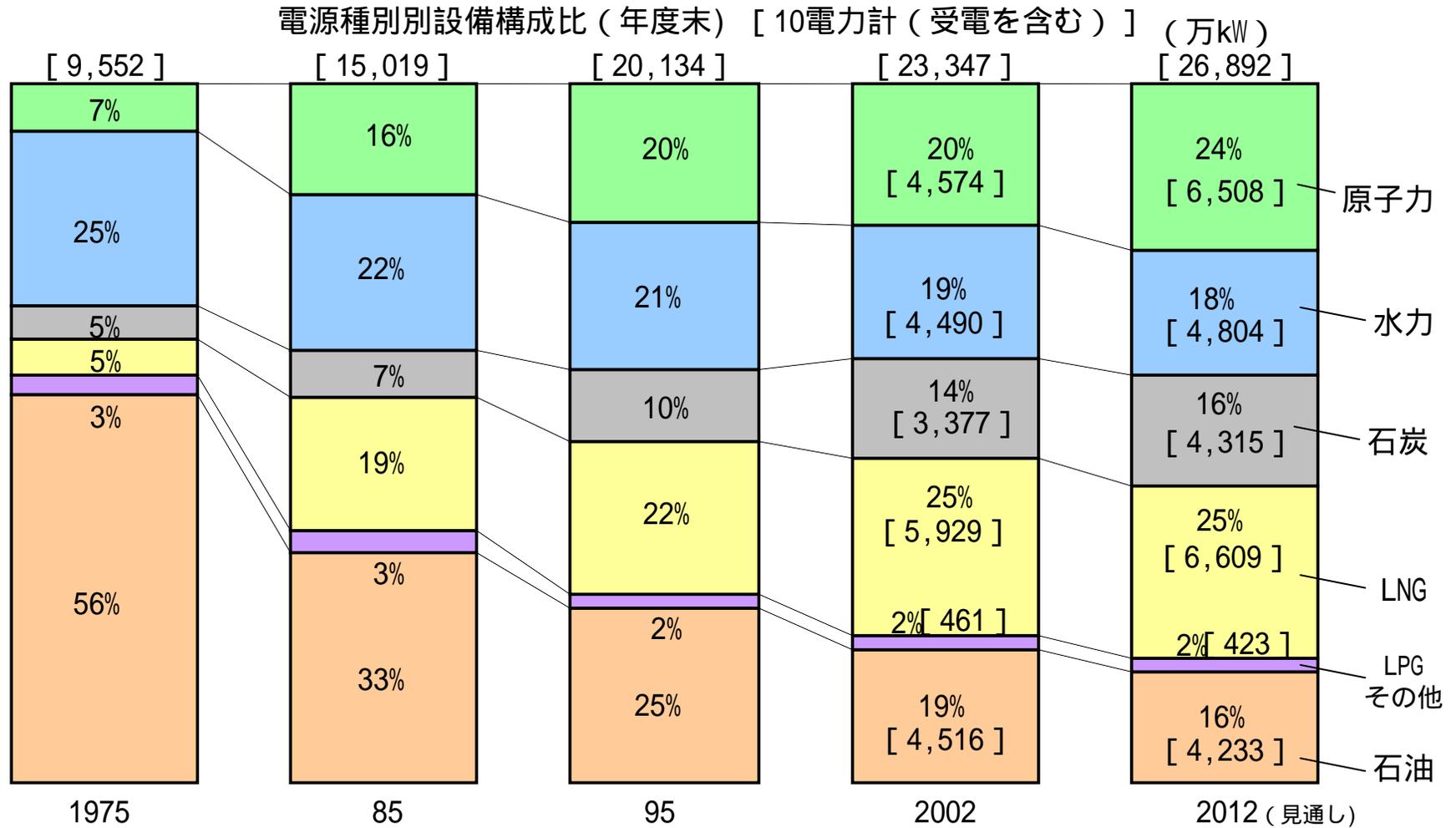
◆ 日本はエネルギー資源の約80%を輸入に依存。



OECD/IEA [ENERGY BALANCES 2000-2001] から

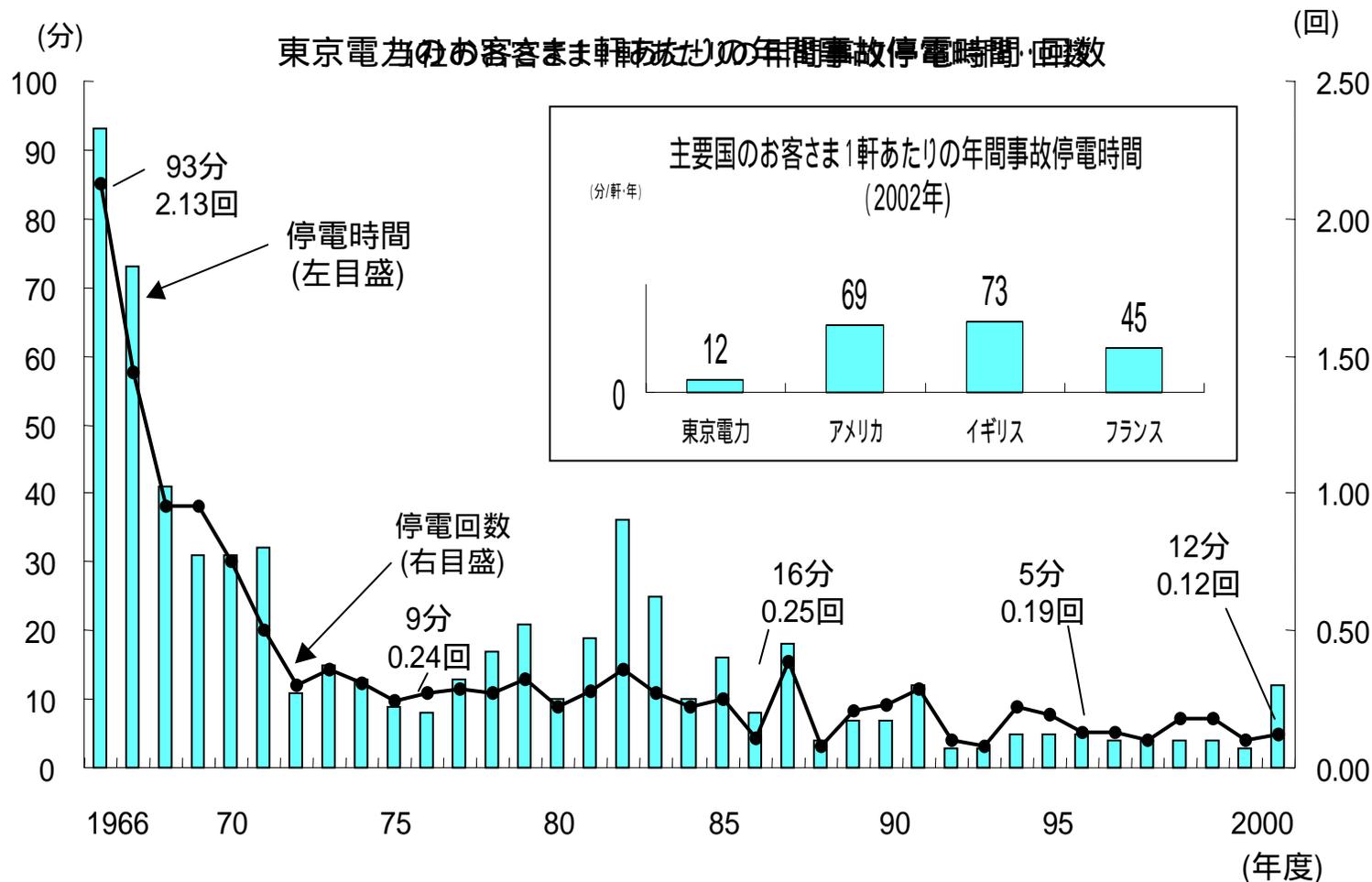
電源バランス

エネルギーセキュリティの確保と環境保全を目指し、電源の多様化（ベストミックス）を推進。



電力システムの信頼度

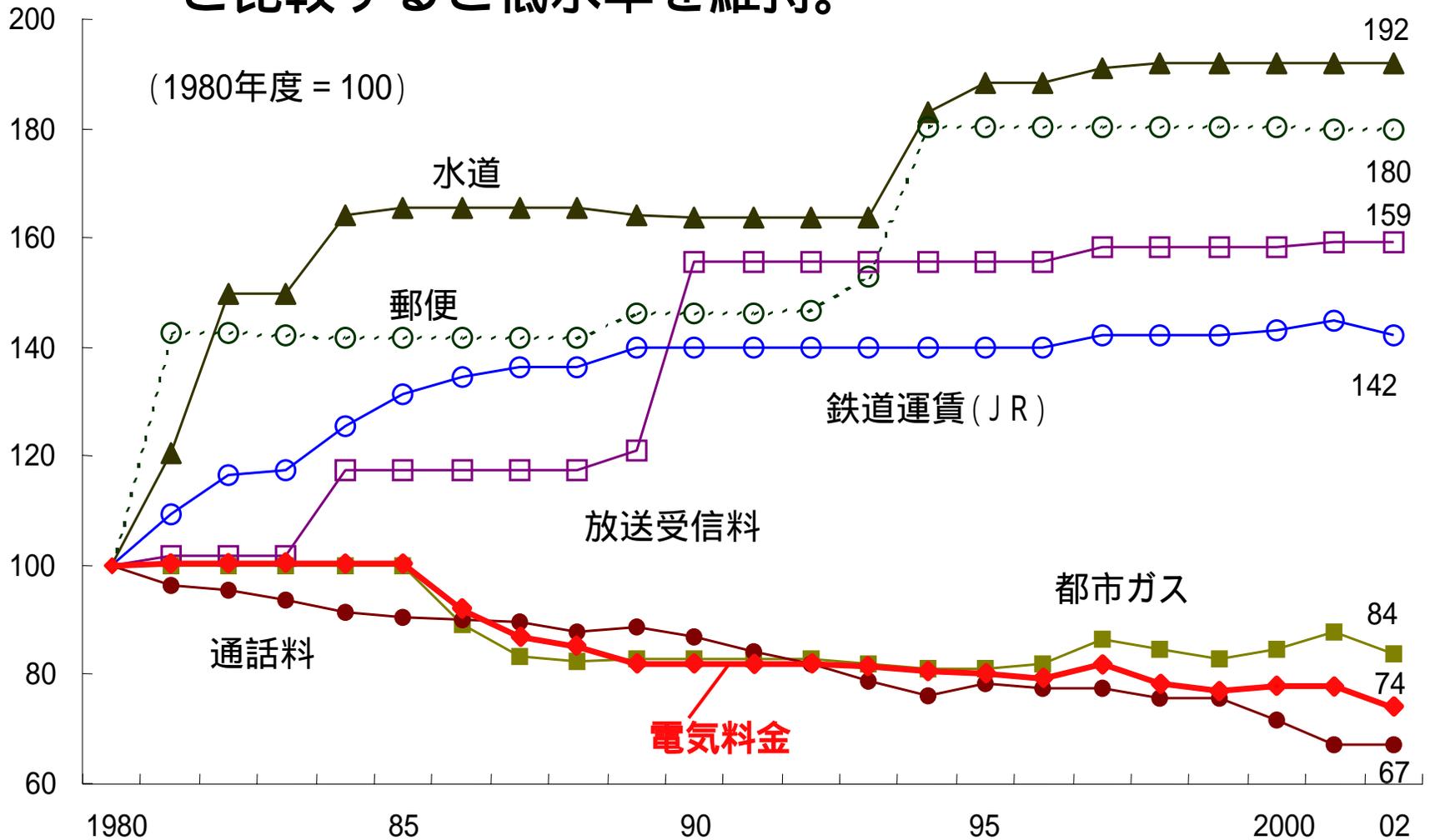
- ◆ 発電所からお客さままで一貫した設備の形成や運用を行い、先進国と比べても極めて高い供給安定度を維持。



(出所) アメリカ: コンソリテートド・インソ、FP&L、イヌスター、PG&E、SCE 5社のSAIDI平均値
 イギリス: 「Ofgem Report on Distribution and Transmission Performance」、2000年度値
 フランス: 「EDF Annual Report」

(参考) 電気料金と他の公共料金との上昇率比較 (東京都区部)

◆ 1980年以降の電気料金の上昇率は、他の公共料金と比較すると低水準を維持。



3 . 電力自由化の経緯

電力自由化の経緯 (~ 1995年改正)

規制分野（電気通信・金融等）の改革の流れを受けて、1990年初頭から電気事業自由化の議論が本格化。

経済改革研究会（いわゆる平岩研究会） 1993年12



- 「経済的規制の原則自由、社会的規制の最小限化」との基本方針を提言。

93年夏以降、円高の進展を背景とする内外価格差の顕在化により、電力会社に対して供給コスト低減を求める声が強まる。

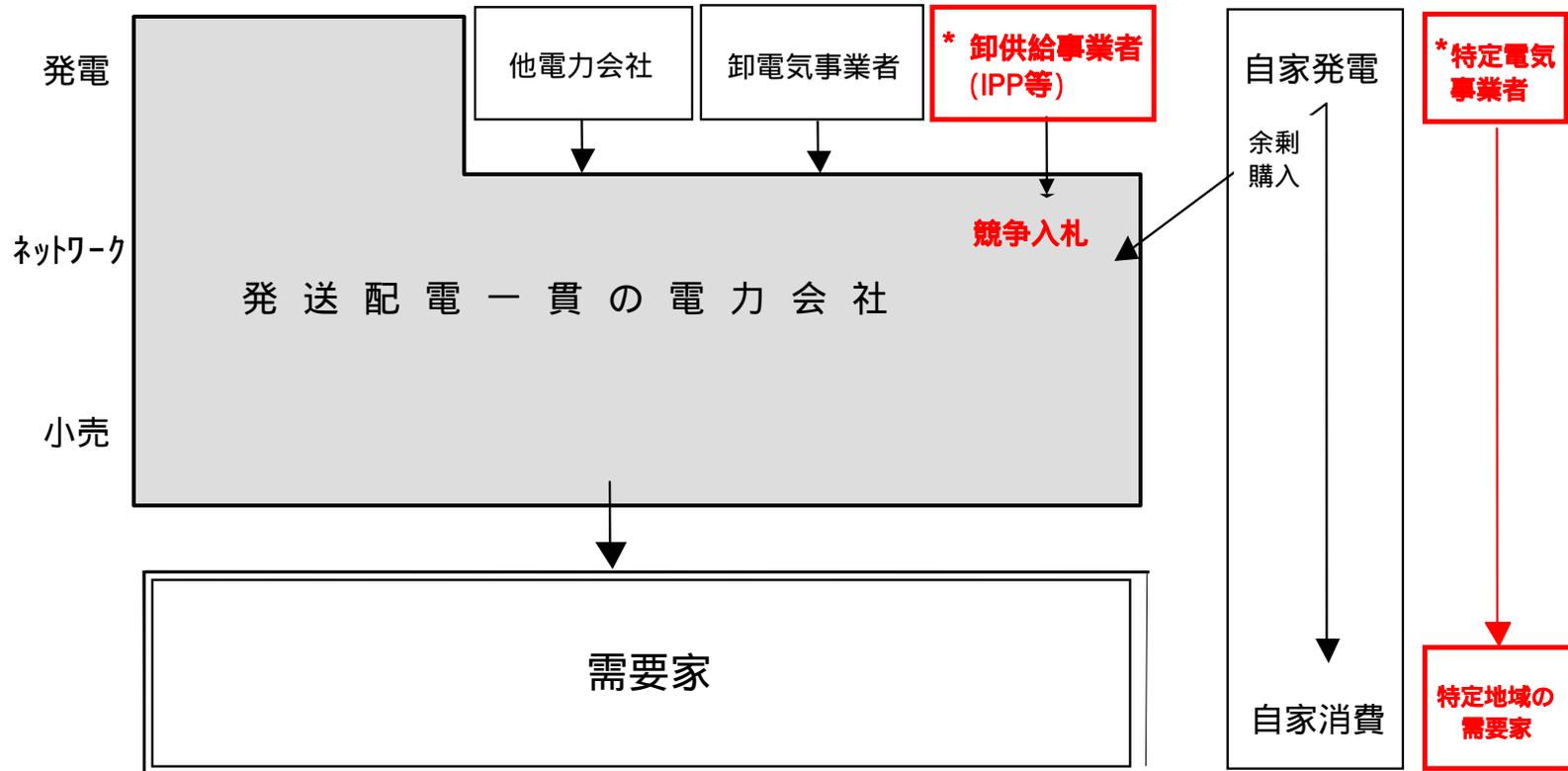
電気事業審議会での審議を経て、電気事業法改正
1995年4月

[主な改正内容]

- 発電事業への参入自由化（I P P (独立発電事業者)の導入）
- 卸供給入札制度の導入（電力会社への卸売をめぐる競争）
- 特定電気事業制度の導入

1995年の制度改革後の電気事業体制

(* は制度改革による変更点)



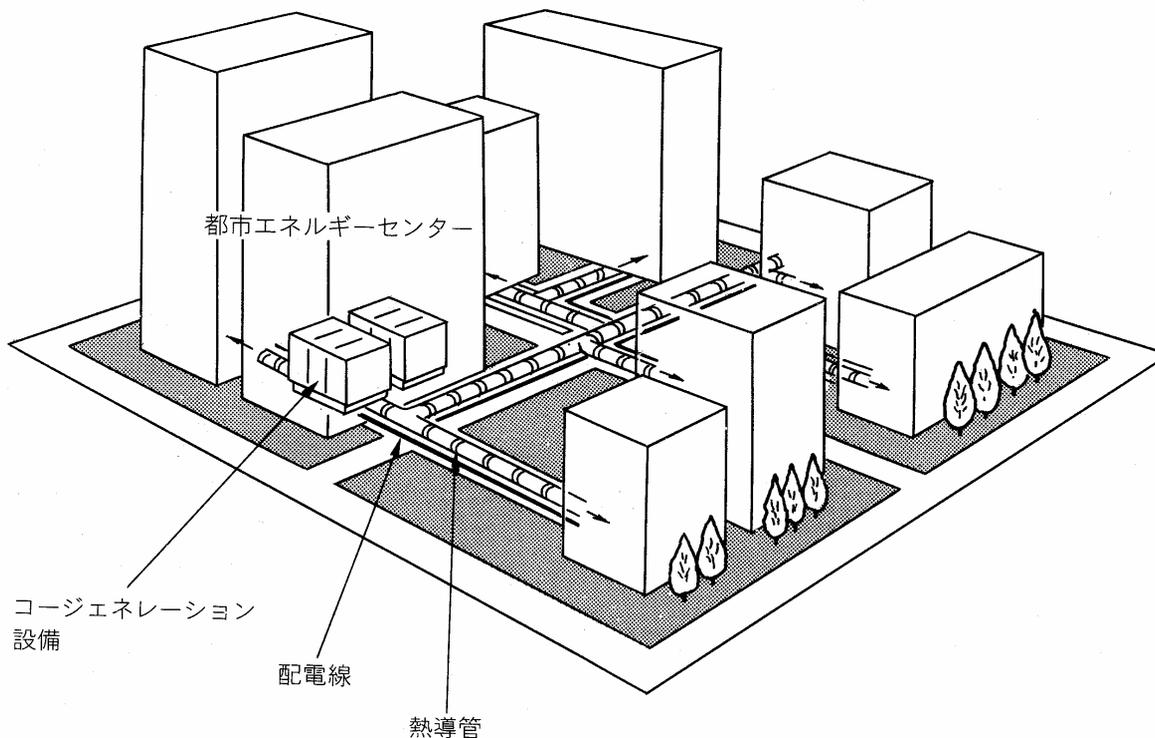
(参考) 特定電気事業

「特定電気事業」とは、限定された供給地点における需要家に対して自ら保有する供給設備により、電気の供給を行う形態。

特定電気事業者は、当該需要家に対して供給義務を持つ。

認可事例は5箇所（諏訪エネギ`-サービ`ス株、尼崎ユーティリティ`-サービ`ス株、東日本旅客鉄道会社、六本木エネギ`-サービ`ス株、住友共同電力株）

特定電気事業のイメージ（典型的な例）



電力卸供給入札の成果

事業法改正後、電力各社は卸電力調達のための入札(卸供給入札)を実施し、IPP(独立系発電事業者)と呼ばれる新規発電事業者が応募。

1996年度から1999年度までの4ヶ年で、合計666万kWの募集に対し、4倍強の2,834.1万kWの応募があった(約738万kWが落札)

電力10社が1999～2005年度の6年間に計画している供給力増2,145万kW(火力分は1,582万kW、全体の約3/4)のうち、25%弱に当たる487万kWがIPP(=入札電源)。

【電力卸入札の成果】

- ◆ 低コスト電源であるIPPの活用により、設備投資の伸びを抑制。
- ◆ 火力部門においては、IPPの機器調達方法を見習うなど、コスト面での意識改革が進行。
- ◆ その結果、発電事業分野全般において、効率化が進行。

電力自由化の経緯 (~ 1999年改正)

「経済構造の変革と創造のための行動計画」閣議決定

1997年5月

[主な内容]

- 電気事業の高コスト構造の是正を経済構造改革の主要課題の1つとして位置づけ、2001年までに国際的に遜色のないコスト水準を目指す。
- 従来 of 地域独占体制を前提とした発想にとどまらず、「競争」をどう活用すれば効率化が最も有効に実現するかという発想で電力供給システム全体を検討する。

電気事業審議会基本政策部会で検討開始 1997年9月

(参考：通商大臣の諮問)

「2001年までに国際的に遜色ないコスト水準を目指し、我が国電力コストを中長期的に低減する基盤の確立を図るため、今後の電気事業は如何にあるべきか。」

電力自由化の経緯 (~ 1999年改正)

電気事業審議会答申 1999年1月

[基本的な考え方]

- 公益的課題を維持する方策を講じつつ**小売競争を導入**。
- 現実性の高い選択肢として「**部分自由化**」を選択。
- **電力会社が公益目的、効率化達成の双方の側面で主たる担い手となることを前提**として制度設計。

[将来の検証]

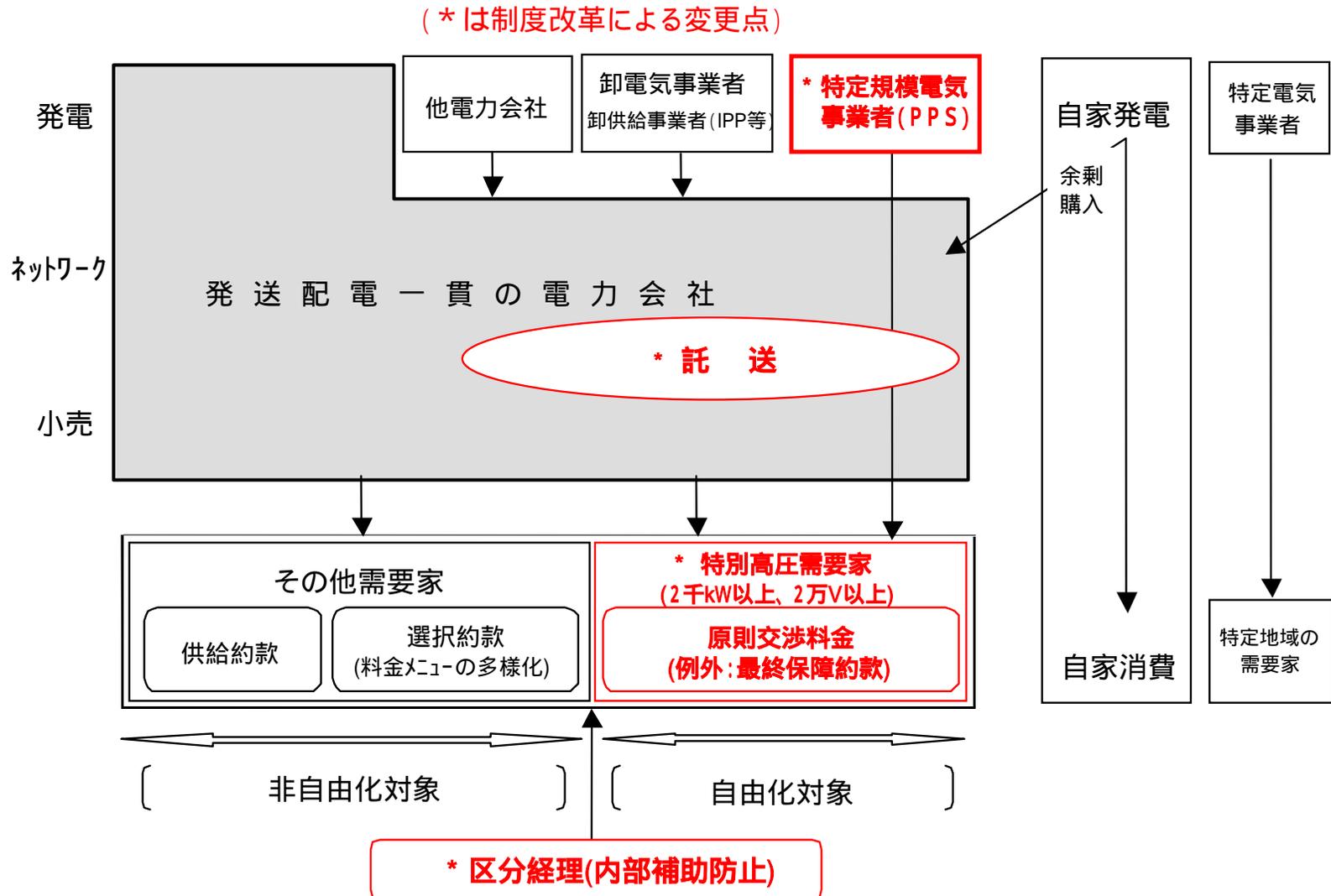
- 制度開始後概ね3年後を目途に、自由化範囲及び自由化に関連する制度内容などについて検証した上で、部分自由化の範囲拡大、全面自由化及びプール市場の創設是非について検討すべき。

電気事業法改正 1999年5月

[主な改正内容]

- 電力小売りの部分自由化
- 需要電力量の約3割に当たる特別高圧需要家（受電電圧2万V以上、契約電力概ね2,000kW以上）が対象。
- 新規参入者（PPS：特定規模電気事業者）は電力会社が提供する「送電サービス」（託送・接続供給）を利用して電力の小売販売が可能に。
- 送電ネットワークへの原則自由なアクセスを保証。

2000年の小売自由化後の電気事業体制



電力自由化の経緯 (~ 2003年改正)

電気事業分科会が検討開始 2001年11月

(参考：経済産業大臣の諮問)

「我が国経済活動及び国民生活の基盤となる電力の安定供給を効率的に達成しうる公正かつ実効性のあるシステムの構築に向けて、今後の電気事業制度はいかにあるべきか」

電気事業分科会答申 2003年2月

- 制度改革は、「安定供給」「環境適合」を十分踏まえた「市場原理の活用」という**エネルギー政策基本法の主旨に則って行う**。
- エネルギーセキュリティ、環境負荷の観点から優れた特性を有する原子力発電等長期固定電源の推進、および、確実に電力供給を行う「**責任ある供給主体**」として、**現行の一般電気事業者制度を存続**。
- 再処理および回収プルトニウム等の利用は国の重要な政策。官民役割分担の在り方、既存制度との整合性等を整理の上、2004年末を目途に経済的措置等具体的な制度・措置の在り方について検討
- 全面自由化を最終目標に置きつつ、**段階的に自由化範囲を拡大**。

電気事業法改正 2003年6月

(参考) エネルギー政策基本法

< 制定の経緯 >

- エネルギー政策基本法は、エネルギー政策の大きな方向性を示すことを目的として、議員立法として国会に提出され、2002年6月7日に成立、同月14日に公布・施行された。

< エネルギー政策の基本方針： 同法2条～4条 >

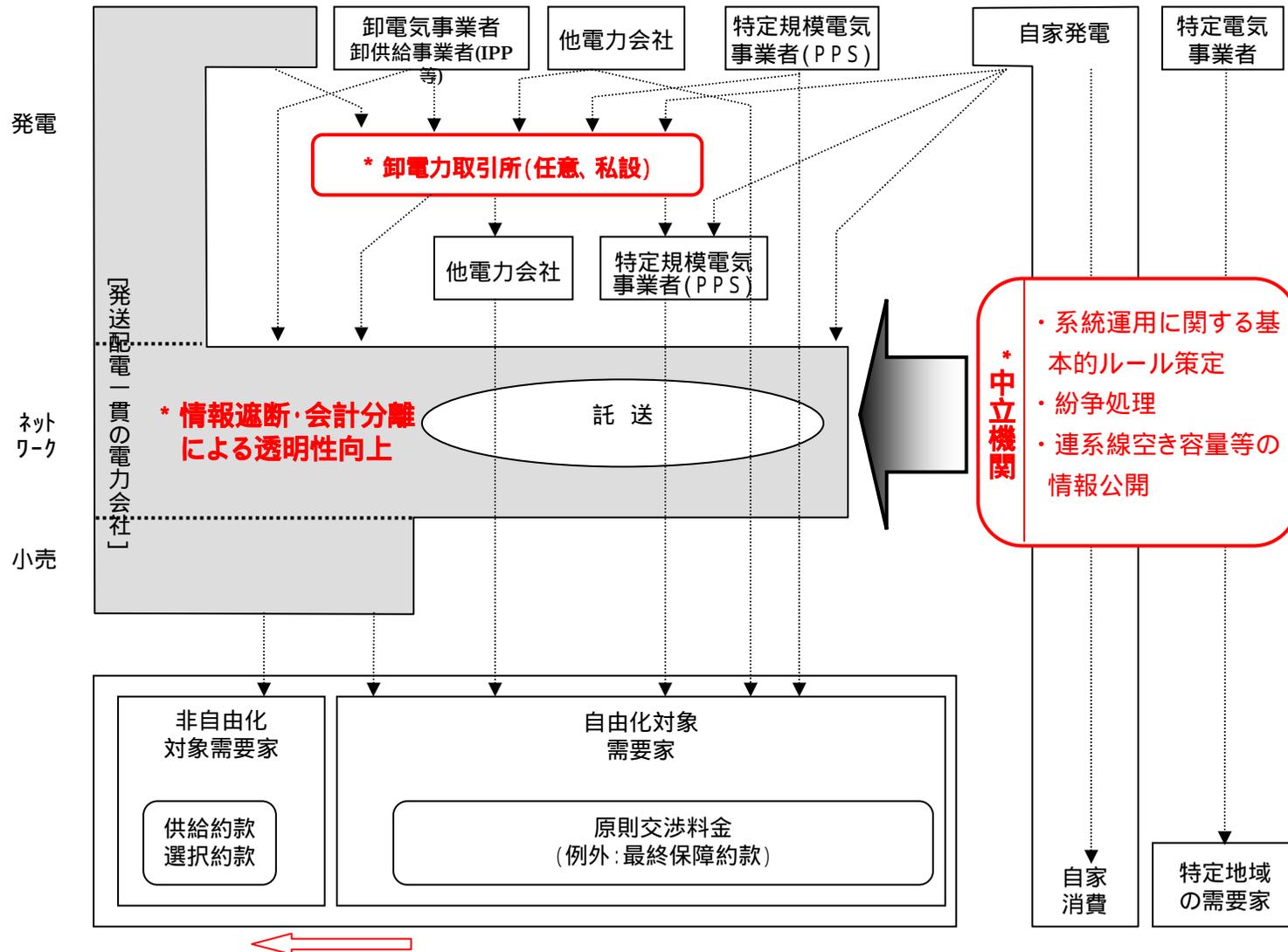
安定供給の確保： 供給源の多様化、自給率の向上、エネルギー分野における安全保障

環境への適合： 地球温暖化の防止、地球環境の保全、循環型社会の形成

市場原理の活用： 上記2点の政策目標を十分考慮しつつ、規制緩和等の施策を推進

2005年の小売自由化拡大後の電気事業体制

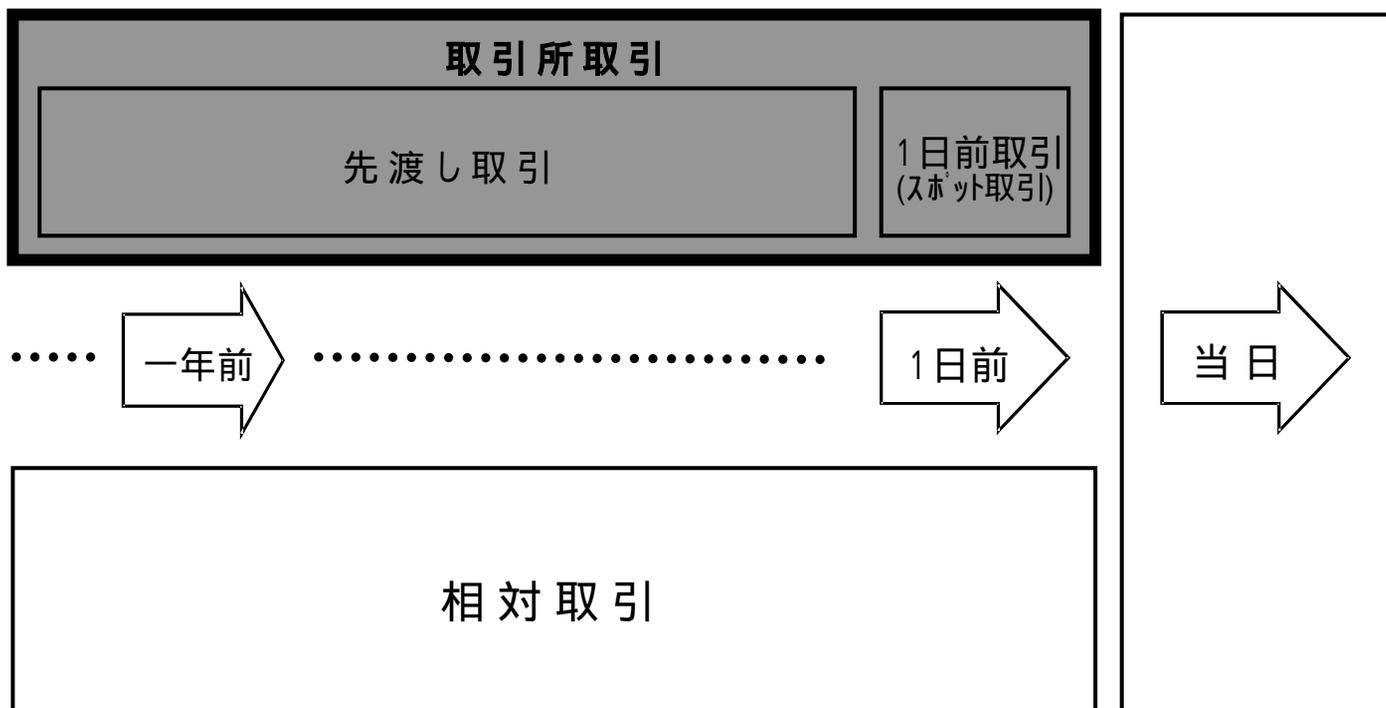
(* は制度改革による変更点)



* 全面自由化に向けて、段階的に範囲拡大

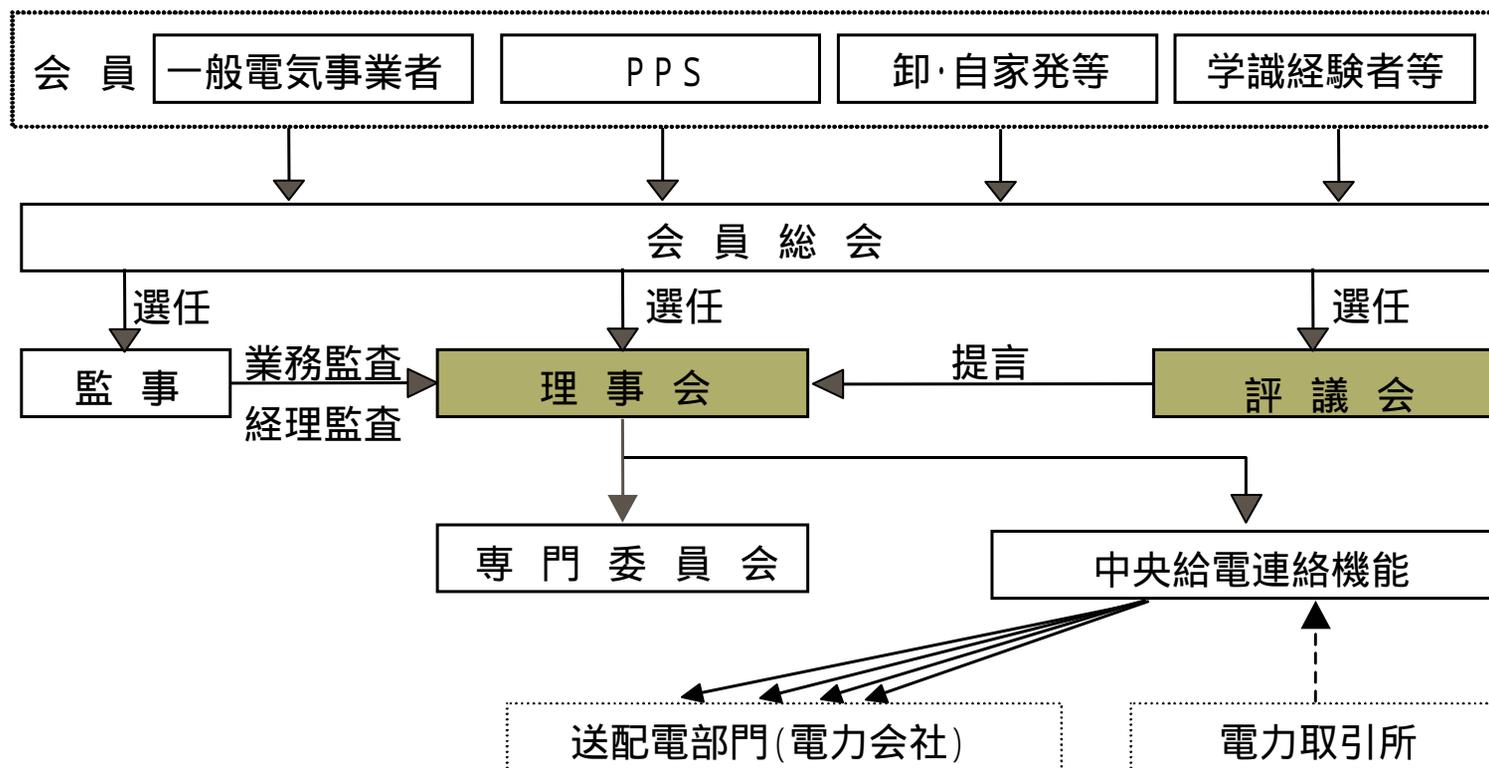
全国規模の卸電力取引市場の整備

- 卸電力取引市場：既存の電力会社や新規参入者・自家発等電力供給の担い手が集まり、電力を売買。
- 法令の規制による公設市場ではなく、私設・任意参加の取引所として整備。
2003年11月28日「日本卸電力取引所」が法人として発足。
- 投機性を排し実需を目的とする取引のため、スポット市場と先渡し市場を整備。
 - ✓ スポット市場：翌日の電力を一日前に売買
 - ✓ 先渡し市場：例えば一年先、数ヶ月先等将来のある期間の電力を売買



中立機関の設立

- 送配電部門に関する基本的なルール（設備形成・系統アクセス・系統運用等）の策定・監視・紛争処理を行う中立機関を設立
 - ✓ 営利を目的としない中間法人「電力系統利用協議会」が設立。
(2004年2月:電力会社10社を含む33会員が参加)
 - ✓ 中立機関の理事長は有識者（植草元東京大学教授）、既存の電力会社・新規参入者（PPS）・卸自家発等の3グループの議決権は同数等、公平性を担保。



小売自由化スケジュール(電気事業分科会報告)

- 小売自由化スケジュールの決定に当たっては、エネルギー・セキュリティや環境保全等の課題との両立をはかりつつ、

多数の事業者の参加を前提とした電力供給システムの安定性強化のための枠組みの整備

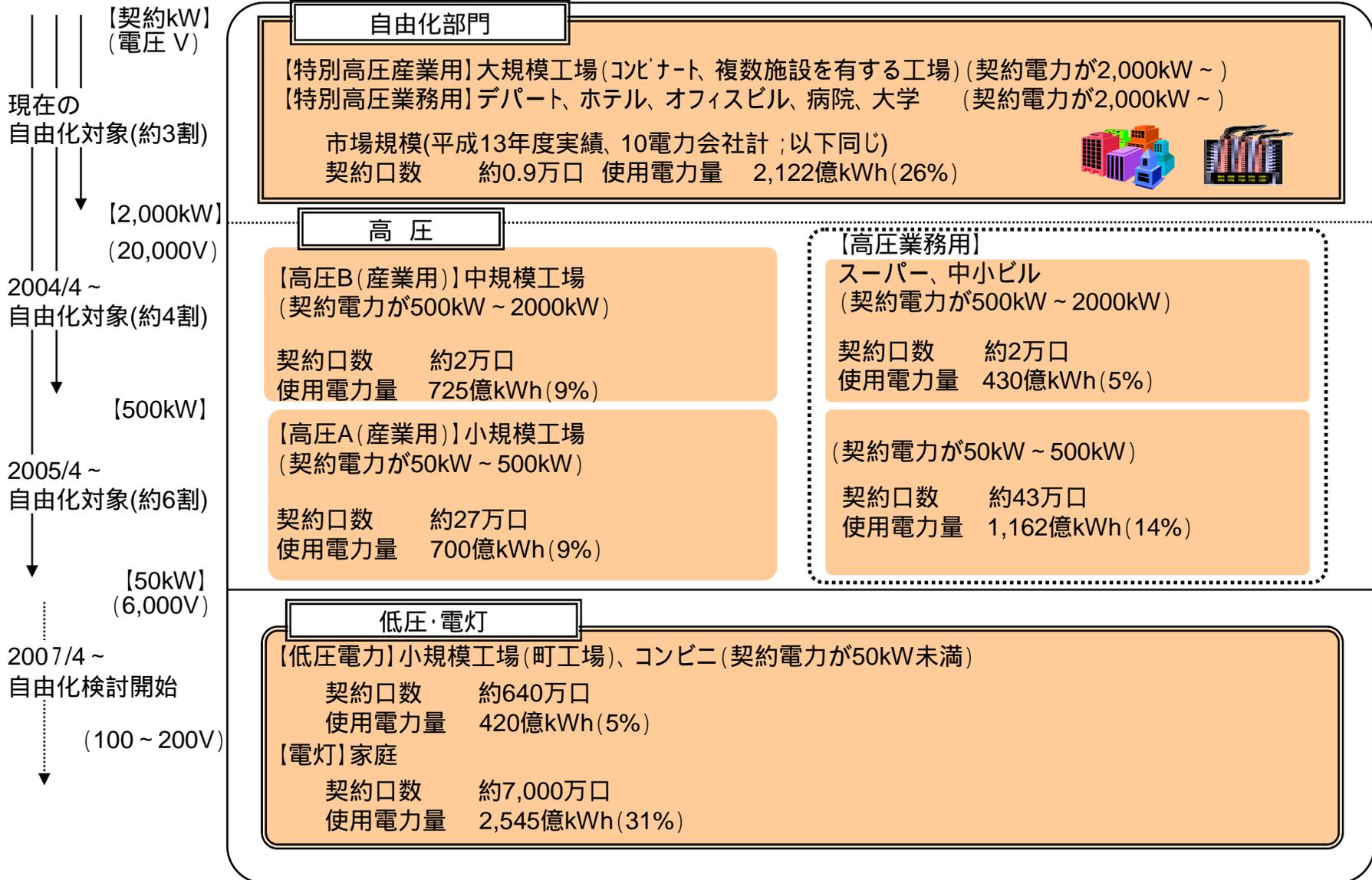
需要家が供給者に関する実質的な選択肢を持ち得るようにするための環境整備

の状況を勘案したうえで、需要家の速やかな範囲拡大への要請及び各制度間の整合性にも配慮する必要がある。

このため、小売全面自由化を最終目標に置きつつ、段階的に自由化範囲を拡大するというステップを踏むことが適当。

- ✓ 平成16(2004)年4月：高圧500kW以上の需要家に対し自由化拡大
- ✓ 平成17(2005)年4月：全ての高圧需要家(50kW以上)に対し、自由化拡大
- ✓ 平成19(2007)年4月目途：全面自由化の是非について検討開始

自由化範囲の拡大スケジュール



(出典)電気事業便覧及び電事連調査 (注)沖縄電力の現在の自由化範囲は20,000 kW、60,000V 以上。

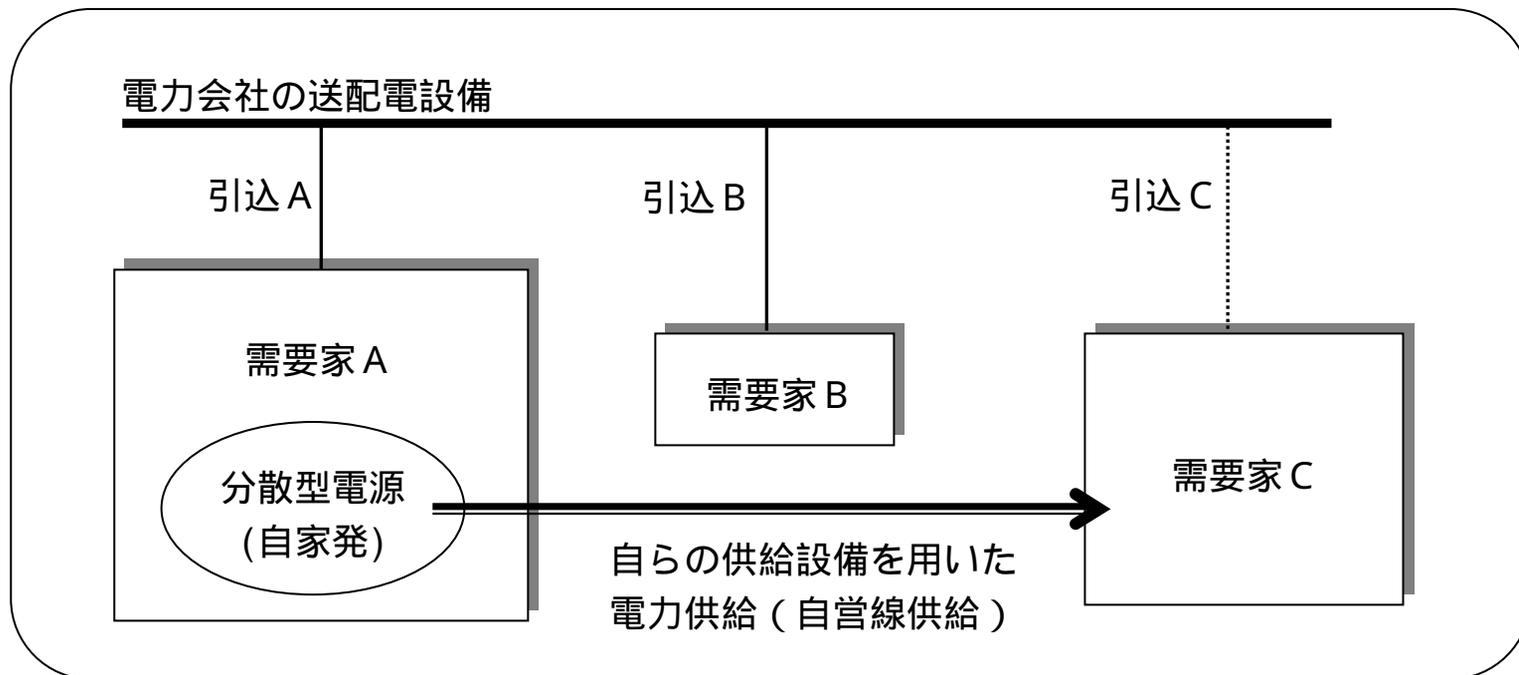
小売自由化後の供給義務・料金規制

<p>非自由化対象 需要家への供給</p>	<ul style="list-style-type: none">● 地域の電力会社が、引き続き供給義務を負う。● 規制料金（認可制）にて供給。ただし、値下げ等、顧客の利害が阻害される恐れがない場合は届出制。
<p>自由化対象 需要家への供給</p>	<ul style="list-style-type: none">● 地域の電力会社は、供給義務、料金規制から免除され、自由な条件にて供給することが可能。<ul style="list-style-type: none">✓ ただし、電力会社は、「適正取引ガイドライン（公正取引委員会・経済産業省）」の「望ましい行為」に従い、標準メニューを公表している。● 最終保障約款（届出制）<ul style="list-style-type: none">✓ 自由化対象需要家が、いずれの供給者とも交渉が成立しなかった場合、当該地域の電力会社が、同需要家に対して最終保障義務を負う。

(参考) 分散型電源による電力供給の容易化

従来、電力の送配電設備は地域の電力会社が一元的に行うことが効率的であるとの前提に立って、特定電気事業を除き、分散型電源からの自らの供給設備を用いた電力供給（自営線供給という）を不可としていた。

今回、需要家の選択肢の拡大、供給源の多様性の確保の観点から、分散型電源からの自営線供給を原則自由とした。



新規参入者(特定規模電気事業者:PPS)の動向(1)

PPSの届け出(経済産業省集計 2004年6月現在)

-15事業者 発電出力合計 約433.8万kW

(2011年までに、約750万kWへという拡充計画あり)

(資源エネルギー庁ホームページ等より作成)

事業者		出力(届出ベース)	母体企業	電源の所在地	当社エリアでの顧客獲得
1	ダイヤモンドパワー(株)	63.3万kW	商社(三菱商事)	東北、関東、中部、中国	
2	丸紅(株)	9.5万kW	商社	関東、中部	
3	イーレックス(株)	33.0万kW	金融・商社(三井物産)	関東、九州	
4	新日本製鐵(株)	8.6万kW	鉄鋼	関東、九州	
5	(株)エネット	105.3万kW	NTT・東ガス・大ガス	関東、中部、関西、中国	
6	サミットエナジー(株)	123.5万kW	商社(住友商事)	関西、四国	
7	大王製紙(株)	52.4万kW	紙パルプ	四国	
8	(株)サニックス	7.4万kW	産廃処理	北海道	
9	新日本石油(株)	17.8万kW	石油	関東	
10	(株)ジーティーエフ研究所	4.8万kW	建設・商社(三井物産)	関東	
11	大阪ガス(株)	6.2万kW	ガス	関西	
12	エネサーブ(株)	1.0万kW	自家発電販売	関西	
13	(株)ファーストエスコ	1.0万kW	ESCO事業	中国	
14	(有)太陽光発電設備	0.024万kW	-	関東	
15	光発電・グリーン電力販売機構 代表 井口 正俊	0.0035万kW	-	四国	
合計		433.8万kW	-	-	-

新規参入者(特定規模電気事業者:PPS)の動向

(2)

PPS向けの主な新規発電所運転開始実績・計画(当社エリア内)

< 2003年度中 >

事業者	発電所名	設置場所	出力	運転開始時期
エネット	イースクエア	千葉	10万kW	2003年4月
エネット	東京ガスベイパワー	千葉	10万kW	2003年10月

< 2004年度中 >

事業者	発電所名	設置場所	出力	運転開始時期
イーレックス	日立製作所	茨城	4万kW	2004年4月
イーレックス	五井コーストエナジー	千葉	7万kW	2004年6月
新日本製鐵	市原パワー	千葉	10万kW	2004年10月

< 2005年度中 >

事業者	発電所名	設置場所	出力	運転開始時期
ダイヤモンドパワー	ベイサイドエナジー	千葉	10万kW	2005年4月
未定	北越製紙	茨城	2.3万kW	2005年9月
エネサーブ	未定	未定	5万kW	2005年度中

計画は新聞情報等による。

- ◆ 東京電力エリア内では7事業者が営業活動中であり、既に約300軒、約110万kWの顧客を獲得。

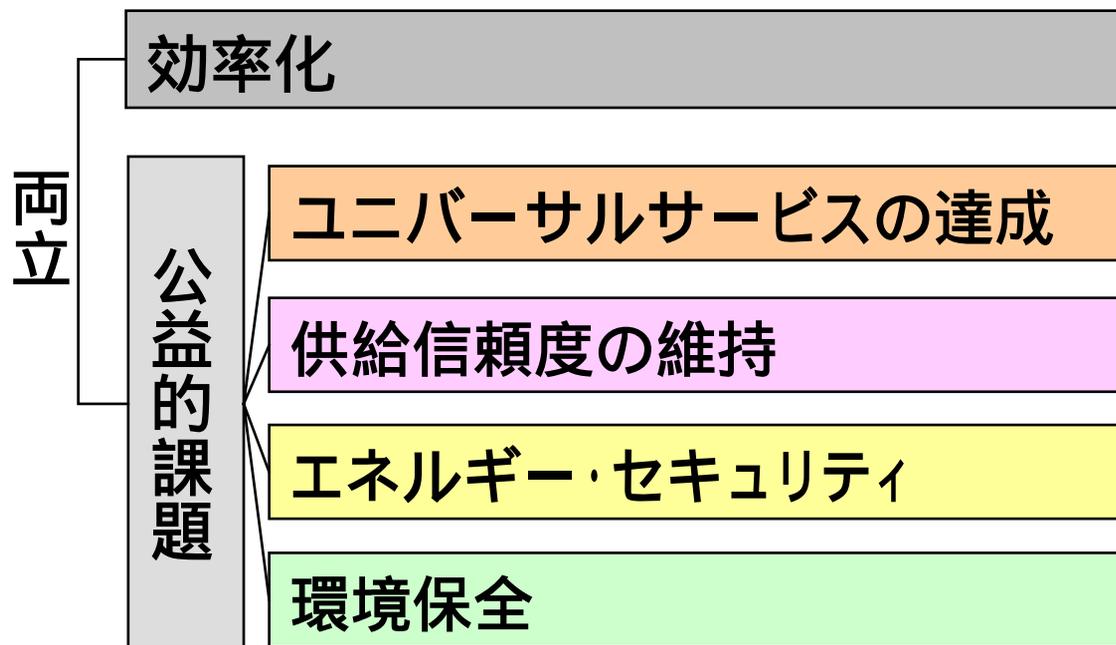
特に競争の主戦場である特別高圧業務用需要(事務所ビル等)に限定すれば、エリア内におけるPPSのシェアは約1/4(2004年6月現在)

4 . 今次制度改革に対するスタンス

電力自由化の基本認識

競争導入による電気料金の低下やサービス水準の向上を通じて、お客さまの利益、ひいてはその集合体である国民の利益の増進を図ること

国民の利益の増進のためには、電力自由化は、**効率化と**、従来電力会社が主体的に達成してきた、以下に掲げる「**公益的課題**」との**両立**が図られることが大前提



日本型モデル: 発送一貫体制を維持

電気の特質

- 貯蔵が利かず、リアルタイムの需給のバランスが必要(崩れると停電)
- 供給の弾力性が低い(設備の建設には時間がかかり、足りないからといってもすぐに供給力が追加できるわけではない)
- 需要の弾力性も低い(代替性に乏しい必需品 高くても買い控えは難しい)

日本の固有事情

- 低いエネルギー自給率
- 急峻な需要変動
- 設備建設における長期のリードタイム
- 着実な需要の増加と、これに対応した設備形成の必要性

電気事業法改正時の国会説明(2003年3月)



・発電から小売など川上から川下まで一貫した体制で、確実に供給を行う「責任ある供給主体」として一般電気事業者制度を存続させ、特に、発電・送電設備の一体的な整備・運用と原子力の推進を担う主体として期待。

・今回の制度改正では、発送電分離のような構造規制(アンバンドル)は、行為規制が適切に機能する限り、採用しない。

一般電気事業者に課された責務(電気事業分科会報告)

システムの中核として位置付けられる供給主体は、**エネルギー・セキュリティや環境保全等に中心的に取り組む責務を有する。**

- 原子力や水力発電等の初期投資が大きく投資回収期間の長い長期固定電源を引き続き推進

一般電気事業者は、発電設備と送電設備の一体的な整備・運用を行い、短期・長期を問わず、**電力の安定供給を確保する責務を有する。**

- 瞬時瞬時で発電と需要のバランスを確保
- 多額の投資を要する送電線建設を、長期的な観点で確実に実行

一般電気事業者は、**全需要家に対して、確実に電力供給を行う責務を有する。**

- 自由化分野における最終保障供給を担う
- 規制需要家についても、約款の認可及び変更命令等の適切な規制の下、責任を持って行う(離島の小規模需要家であっても、供給約款に基づく一律の料金で供給)

ユニバーサルサービスについての当社の考え方

ユニバーサルサービス：

- 電気は生活に欠かせないものであり、供給区域内のすべてのお客さまが一律の料金体系でサービスが確保されること。
- 電力の場合は、山間地にも既に配電網が整備されているため、この問題はもっぱら離島への供給の問題となる。
 - ◆ 離島は、独立したネットワークで供給せざるをえず、そのためにコストが割高。

（参考）需要家の工事費負担

- ◆ 需要家に新たに電気を供給するため架空配電設備を新設する場合、1 需要家あたりこう長 1 km までは無償工事。

公益的課題達成についての当社の考え方

東京電力としては、新たな電気事業制度においても、発送一貫の責任ある供給主体として、**公益的課題と効率化の両立に努めていく**所存。

- ✓ ユニバーサルサービスについては、当面これまでどおり、経営努力によって提供していく考えであるが、**全面自由化の検討が予定されている2007年4月以降には、ユニバーサルサービスのあり方などについて検討することが必要。**

自由化範囲が拡大していく中での「**中長期的な信頼度確保 = 発送電設備形成・原子力の推進**」が電力会社にとって重い課題。

(例) 柏崎刈羽原子力発電所 1号機

- ・ 着手～運開：約16年
- ・ 建設工事費：約4,756億円

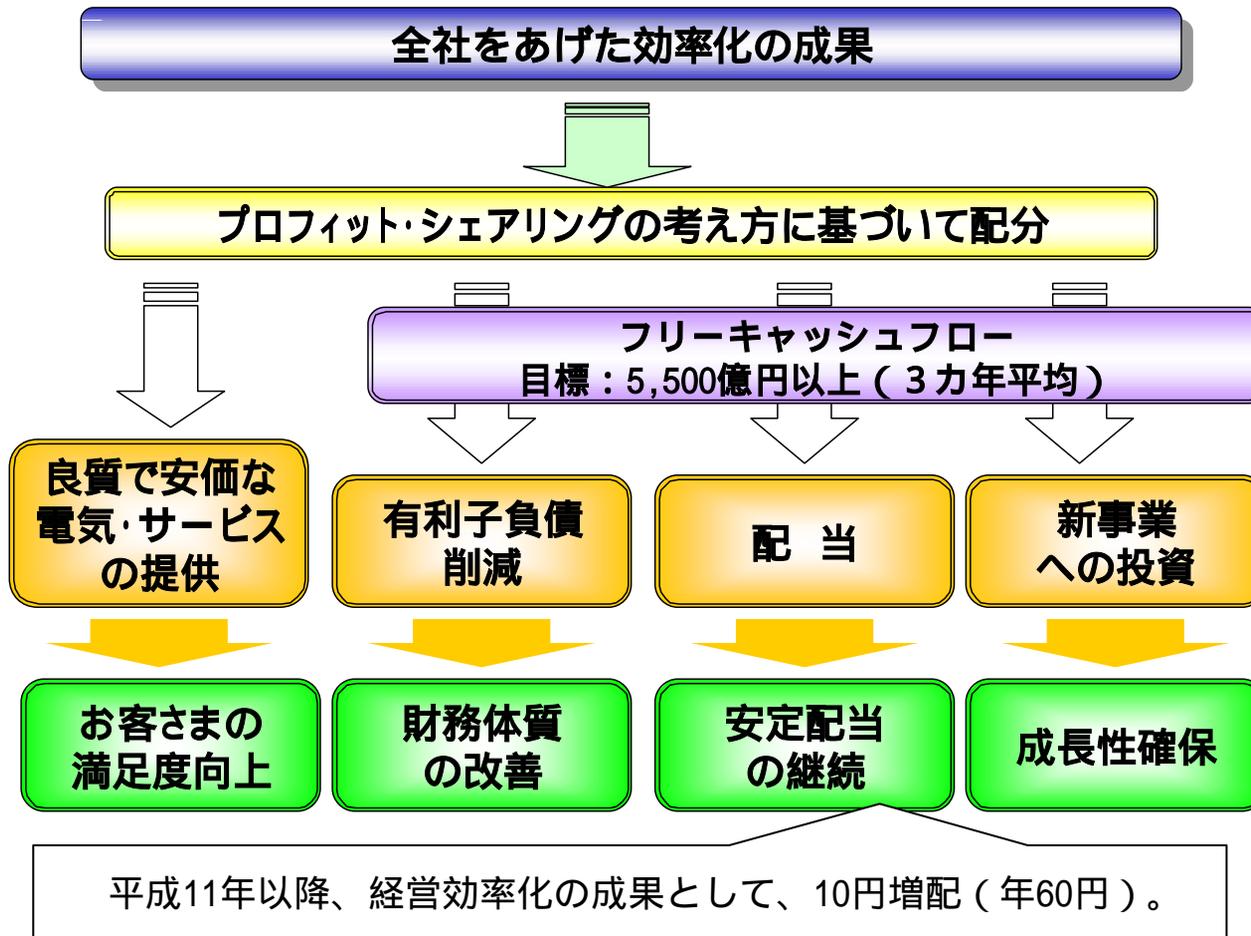
南いわき幹線 (100万V-2回線, こう長128km)

- ・ 所要工期 : 約12年 (調査測量4年、用地交渉4年、建設4年)
- ・ 建設工事費：約2,338億円

株主への還元についての当社の考え方

中長期的にめざすこと：

- 株主・投資家はもちろんのこと、お客さま、立地地域の皆さま、従業員など、多くのステークホルダーのトータルの利益最大化。
- 「プロフィット・シェアリング」はその実践。



経営環境の変化と経営方針

電力自由化の本格化等の経営環境の劇的变化

競争市場で勝ち抜くことはもちろん、いかに社会性を発揮し、お客さまと社会からの信頼を確かなものとしていくかが大きな課題に

経営ビジョンの策定（2001年3月）

- 新たな「経営理念」や「企業像」等を社内外に提示するとともに、コスト体質・財務体質等についての具体的な数値目標を設定

	数値目標(目標年度:2005年度)
コスト体質(原価低減)	業務改革の徹底による業務効率の向上 20%以上
財務体質改善	有利子負債削減 20%以上(2兆円)削減。

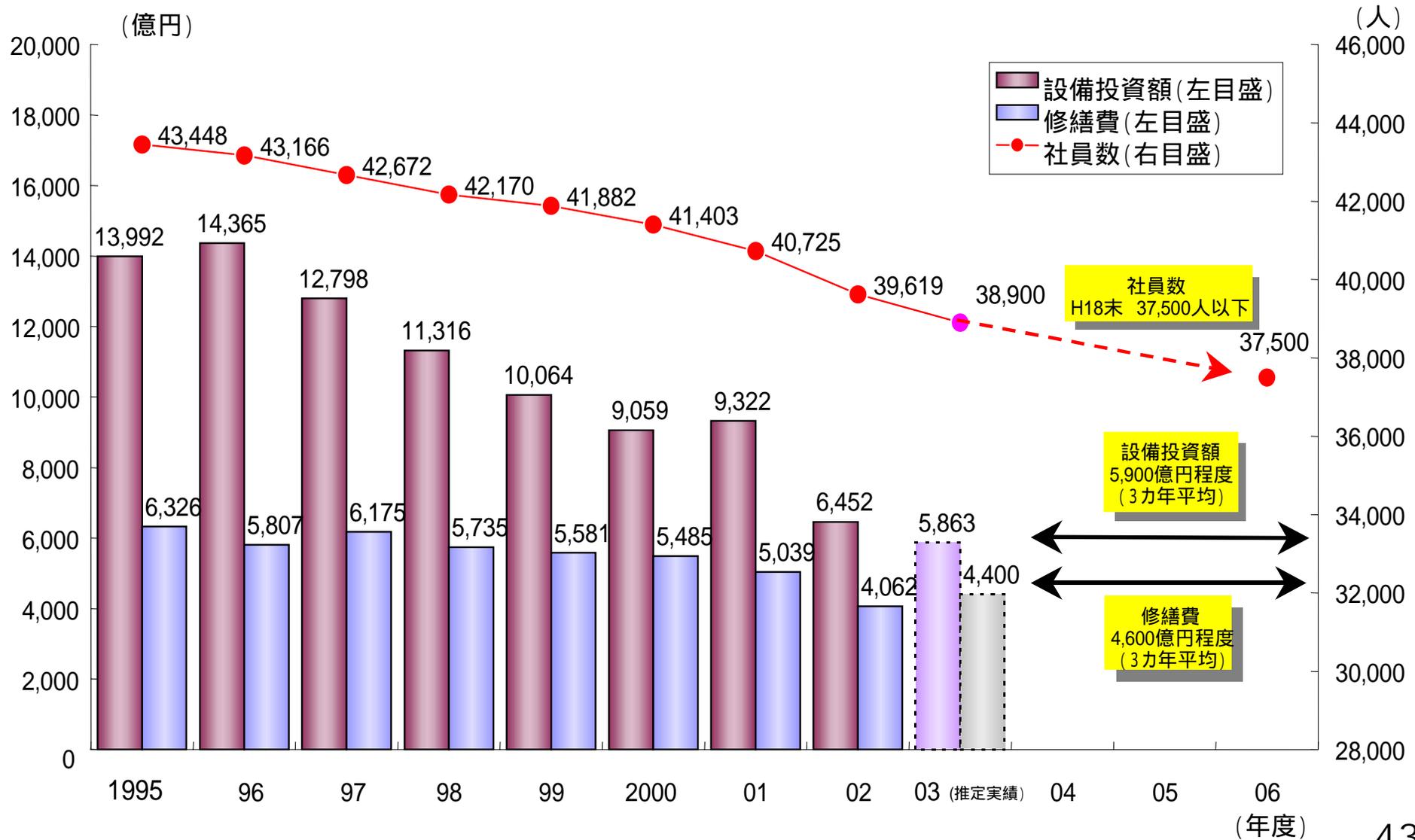
平成16年度経営計画

- 企業体質の強化
 - ◆ 効率化目標（平成11～17年度 20%）
 - » 業務プロセス、設備形成・運用・保守、契約面等のあらゆる分野でのコストダウン
 - » 設備投資・修繕費の低減や社員数の抑制
 - ◆ 財務体質の改善
 - » 株主資本比率 平成18年度末 20%以上

(参考) 効率化への取り組み (1) 経営目標

		今回計画 (2004～2006)	前回計画 (2003～2005)	
利益目標	FCF	(連結)	5,500億円以上	5,500億円以上
		(個別)	5,500億円以上	5,500億円以上
	経常利益		3,000億円以上	3,000億円以上
	ROE		9%以上	9%以上
	ROA	(連結)	4%以上	4%以上
		(個別)	4%以上	4%以上
財務体質改善目標	株主資本比率		2006年末で20%以上	2005年末で18%以上
	有利子負債削減額		4,000億円以上	4,000億円以上
販売目標	販売電力量の開拓		3年間合計で約30億kWh	-
効率化目標	設備投資額 (附帯事業除き)		5,900億円程度 2004年度は5,714億円	6,400億円程度 2003年度は6,720億円
	修繕費		4,600億円程度	4,700億円程度
	社員数		2006年末で37,500人以下 2004年末で約38,400人	2005年末で38,000人以下 2003年末で約38,800人

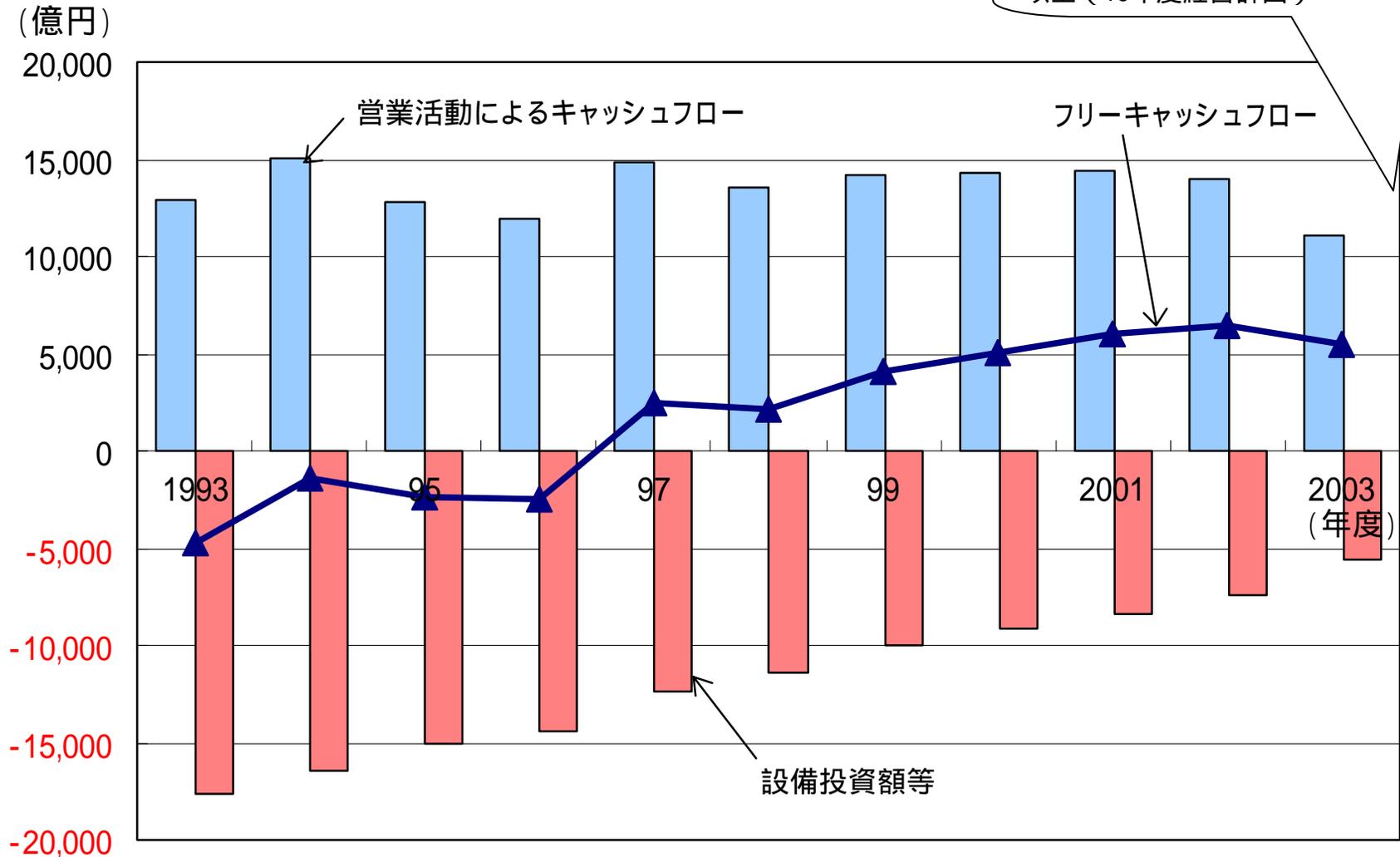
(参考) 効率化への取り組み (2) コストダウン



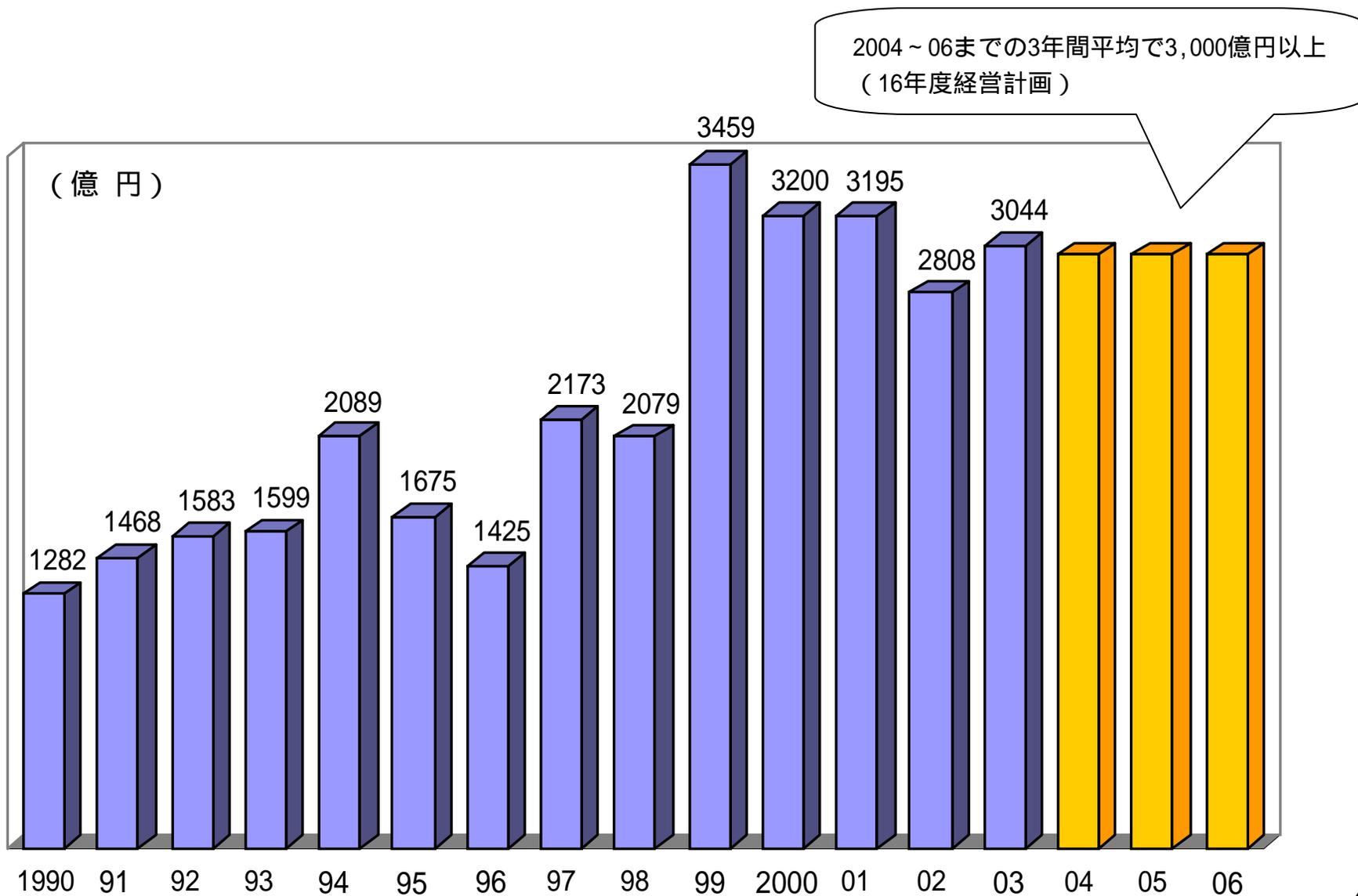
(参考) 効率化への取り組み (3)フリーキャッシュフローの推移

フリーキャッシュフローの推移

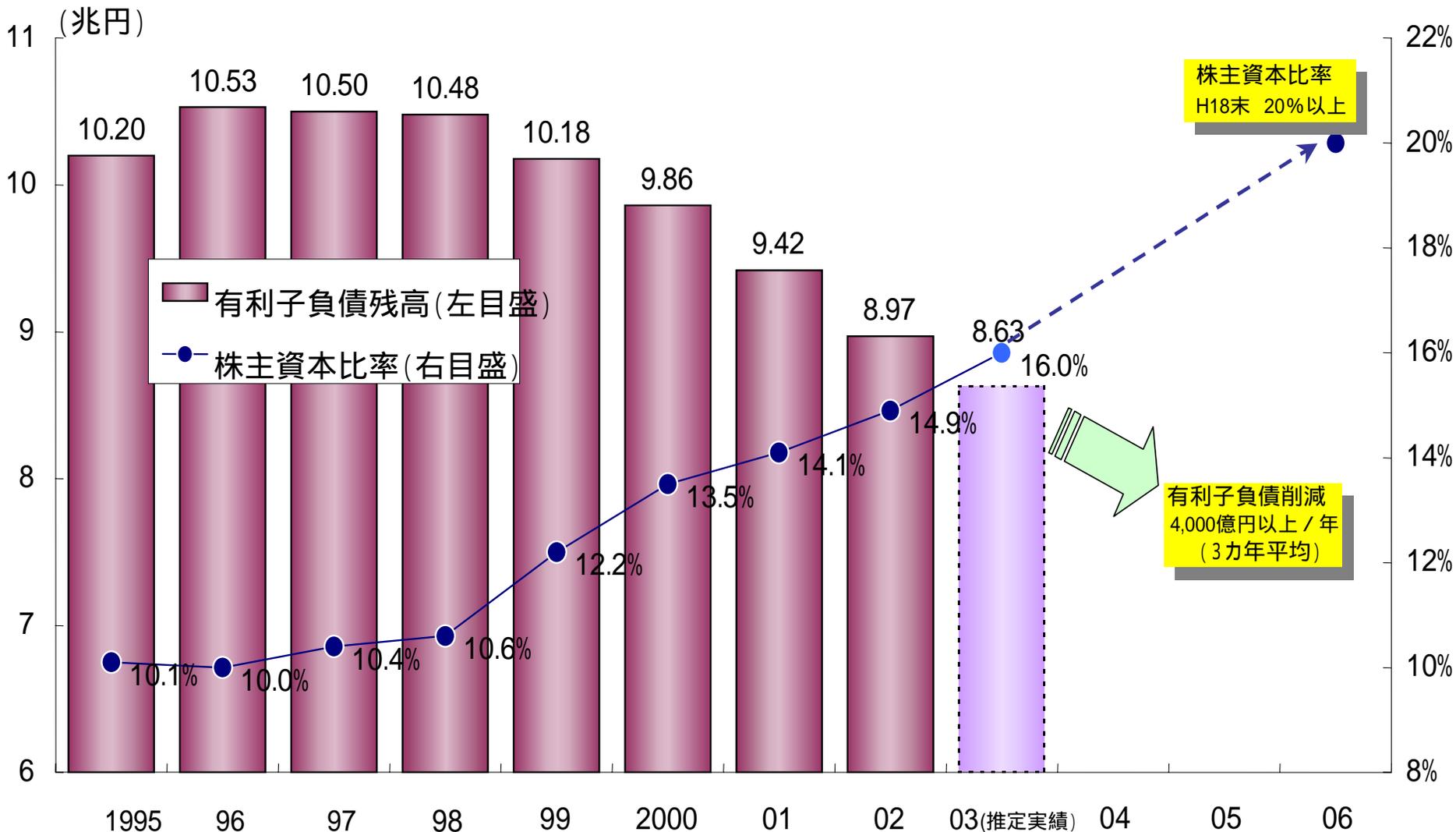
2004～06までの3年間平均で5,500億円以上（16年度経営計画）



(参考) 効率化への取り組み (4) 経常利益の推移



(参考) 効率化への取り組み (5) 財務体質の改善



(注) 有利子負債残高: 0.01兆円未満を切り捨てて表示。 株主資本比率: 0.1%未満を四捨五入して表示。

(参考) 電気料金に関する取り組み

電気料金の引き下げ

- 2002年4月、さらなる経営効率化成果をもとに平均7.02%の引き下げを実施
～ 1996年以降、累計で約20%の引下げ
(1986年以降では、累計約40%)
- 加えて、顧客の選択肢の拡大と電気の効率的利用の促進を目指して、選択制の料金メニューを大幅に拡充

近年の料金改定状況

改定実施日	平均改定率
1996.1.1	5.39% 引下げ
1998.2.10	4.20% 引下げ
2000.10.1	5.32% 引下げ
2002.4.1	7.02% 引下げ

(東京電力。他電力会社も同様)

料金メニューの多様化

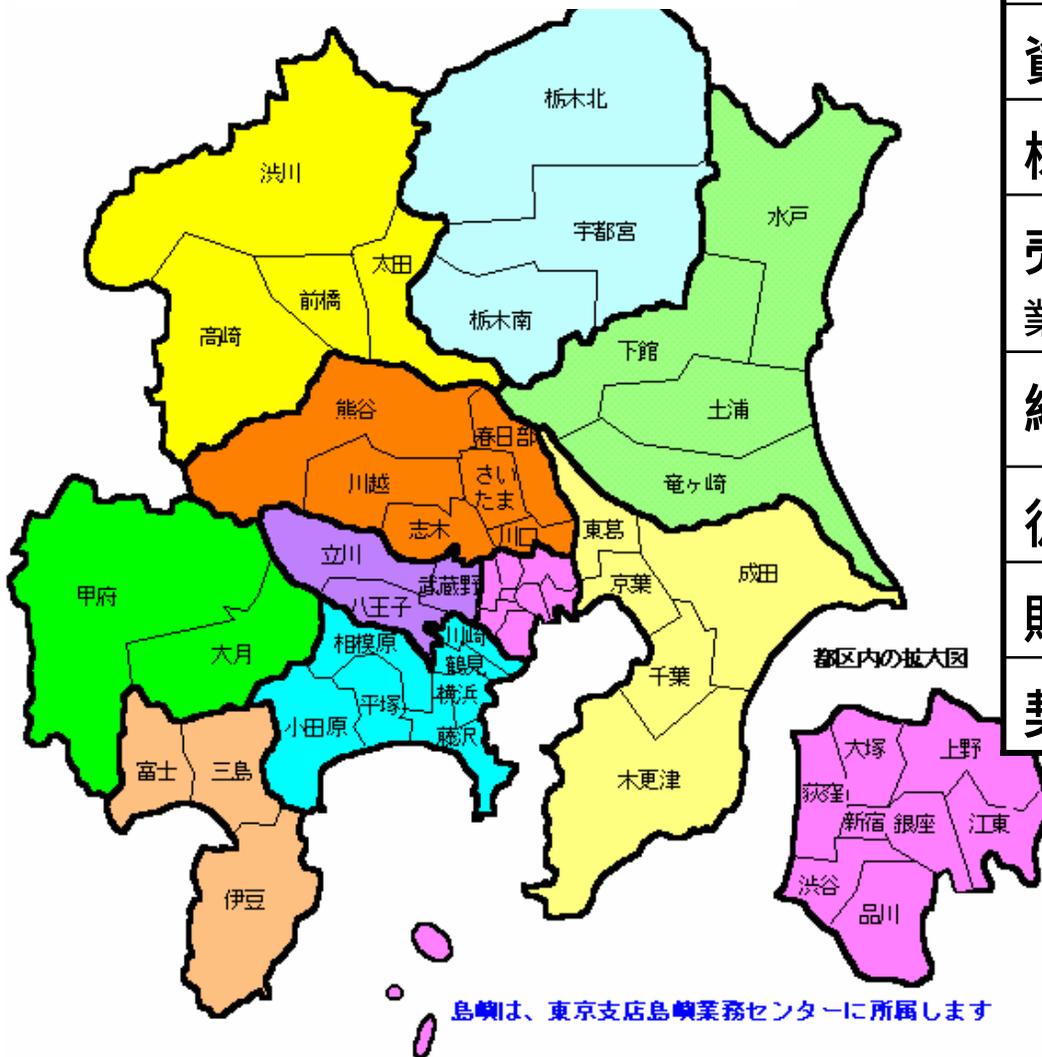
- より効率的に電気をご使用頂けるお客さまの使用形態を一層反映できるよう負荷平準化に資する選択メニューを順次拡充し、現在30種類以上のメニューを用意

(最近の新メニューの例)

夜間蓄熱式機器所有需要家向けの季節別時間帯別料金メニュー
電化厨房向けメニュー 等

(参考) 東京電力の概要

(東京電力のサービス区域)



設立年月日	昭和26(1951)年 5月1日
資本金	6,764億円
株主数	836,331名
売上高(電気事業営業収益)	4兆7,345億円
総資産額	13兆4,343億円
従業員数	38,950人
販売電力量	2,760億kWh
契約口数	2,750万口

(2004年3月31日現在)